

令和3年12月3日

介護保険施設
介護保険サービス事業所 管理者 様
高齢者福祉施設

三重県医療保健部長寿介護課長

「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス
事業所等のサービス提供体制確保事業」の申請について
(ご案内)

平素は、本県の高齢者福祉・介護保険行政に格別のご理解ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、入所者（利用者）又は職員に感染者が発生した事業所・施設などに対して、昨年度は「サービス継続支援事業」が設けられましたが、令和3年度は「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」により、発生したかかり増し経費については補助の対象となります。

本事業は既に本年4月下旬から募集を開始しており、手続きについては昨年度と同様に、県の電子申請システムを通じて申請する仕組みを設けています。

期限については、令和3年度事業となる関係から、原則、令和4年2月中の申請が必要となります。対象となる事業所・施設におかれましては、早急に申請の手続きをお願いします。

なお、詳しい内容については、下記ホームページでご確認ください。

記

1 対象となる事業所・施設（※主なものを例示）

- (1) 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等
- (2) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

※施設等には、介護報酬対象外の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等も含む。

2 対象経費（※主なものを例示）

（1）緊急時の介護人材確保に係る費用

- ①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保・緊急雇用にかかる費用（割増賃金・手当、帰宅困難職員の宿泊費等）

（2）職場環境の復旧・環境整備に係る費用

- ①介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用
- ②感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用（ただし、体温計やパルスオキシメーター、パーテーション等の器具や備品、おむつ等は補助対象外）

（3）感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもとで実施した自費で検査費用（介護施設等に限る）

（4）病床ひっ迫等により、やむを得ず行った施設内療養に要する費用（高齢者施設等に限る）

※コロナ禍における通常のサービス提供時に必要な感染防止対策費用は補助対象外

※要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外

※事業の対象となる事案が終息し、通常の介護サービス提供が可能となるまでの間のかかり増し経費が対象

3 補助率 10／10

4 交付額

基準単価の範囲内で県が認めた額

- ・介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象外
- ・基準単価は介護サービスの種類・規模に応じて設定

※ 本事業の詳しい内容については、県ホームページでご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/p0015500036.htm>

事務担当

長寿介護課居宅サービス班

電話 059-224-2262